

# 法曹養成制度検討会議 第12回会議 議事録

第1 日 時 平成25年4月9日（火）自 午前10時04分  
至 午後 0時10分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 中間的取りまとめに向けた意見交換
- 3 今後の予定
- 4 閉会

第4 出席委員等 佐々木座長，世耕内閣官房副長官，坂本総務副大臣，後藤法務副大臣，  
文部科学省板東高等教育局長（谷川文部科学副大臣代理），伊藤委員，岡  
田委員，翁委員，鎌田委員，清原委員，久保委員，国分委員，田島委員，  
田中委員，萩原委員，丸島委員，宮脇委員，山口委員，最高裁判所事務総  
局小林審議官，最高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会橋本オブザ  
ーバー

## 議 事

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第12回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 おはようございます。それでは、本日もよろしくお願い申し上げます。

本日は山口財務副大臣、谷川文部科学副大臣、赤羽経済産業副大臣、井上委員、南雲委員、和田委員が欠席されております。

谷川文部科学副大臣の代理として、坂東高等教育局長が御出席でございます。また、世耕内閣官房副長官は遅れての御出席となります。

それでは、早速ですけれども、資料の説明を事務局からお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしている資料は8点ございます。資料1は、中間的取りまとめ（案）です。資料2は、岡田委員提出の意見書です。資料3は、清原委員提出の意見書です。資料4は、国分委員提出の意見書です。資料5は、田島委員提出の意見書です。資料6は、南雲委員提出の意見書です。資料7は、丸島委員提出の意見書です。資料8は、和田委員提出の意見書です。また、前回と同様、席上には各種参考資料をつづったファイルを置いておりますので、適宜御参照ください。以上です。

○佐々木座長 それでは議事に入らせていただきます。

まず最初に事務局から自民党及び公明党における議論の状況につきまして、報告がございますので、お願いします。

○松並官房付 第11回会議で提示されました、本検討会議の中間取りまとめ座長試案につきましては、法務省から自民党の司法制度調査会及び公明党の司法制度改革委員会・法務部会合同会議において、報告いたしましたので、その際の各党の議論状況を御報告いたします。

まず、自民党司法制度調査会では、司法制度改革の理念自体は間違っていないのであるから、これを維持しつつ、今、どこが問題とされているのかをきちんと踏まえて、よりよいものにしていくべきであるといった意見や、さらに中国や韓国も法曹養成に力を入れているので、日本も内向きだけでなく、世界に広く活動を拡大していくことが大事である。あるいは、法科大学院については、修了者の7～8割が合格できるよう、急速に改革すべきである。定員削減、統廃合については、きちんとした数値目標を設定してやっていくようにすべきである。また、共通到達度確認試験の導入は、法学部に行って知識をつけてから、法科大学院へ行こうという流れを招いてしまい、他学部からも幅広い人材を集めるといった理念に反することになる。また、受験回数を制限せず、法科大学院を出た人は、何度でも受験できるようにすべきである。多様な人材が、法曹になるようにするとの要請からすれば、法科大学院修了者に受験資格が与えられる制度を改め、誰でも司法試験を受験できるようにすべきである。予備試験を拡大する、司法試験をダイレクトに受験できるようにするなど、法曹への道を広げるべきであるなどの意見が出されました。

次に、公明党の合同会議においてですが、まず、法曹人口について、司法試験の年間合格者数目標と実態がかけ離れている現状はいたし方ないが、法曹人口の増加目標を放棄したということにならないよう、法曹有資格者の活動領域の拡大と法曹人口の増加をリンクさせてほしい。

また、国として法曹の活動領域をどう広げていくかということを書き込まなければいけない。地方や夜間の法科大学院は厳しい状況にあるが、合格率が低いからカットするというのではなく、本来の法曹養成の目的からして、そのような法科大学院を育てていくことも考えなければいけない。受験回数制限については、さらに検討するだけでなく、結論を出すべきである。また、経済支援についても、ある程度結論を出さないと、志願者に影響が出る。さらには予備試験合格者の司法試験合格率が高いからといって、予備試験合格者を増やすことは、プロセスとしての法曹養成の考え方に合致しなくなるものであるなどの御意見が述べられました。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ただいま御報告をいただいたところでございます。さて、本日は前回に引き続きまして、中間取りまとめに向けた各論点の全体協議を行いたいと思います。前回の最後に申し上げましたとおり、皆様の御意見を踏まえまして、中間取りまとめの試案を一部修正させていただきました。皆様には、事前に送付させていただいたところでありまして、修正した部分につきまして、改めて事務局から説明をお願いします。

○松並官房付 中間取りまとめの座長試案につきましては、前回会議からの種々の修正がされておりますが、そのうちの主な修正部分を御説明いたします。

まず、法曹有資格者の活動領域の在り方についての項目です。第1の法曹有資格者の活動領域の在り方の部分では、国の役割についての記載が不十分であるとの御意見などがありましたので、最後の○で、「今後とも、法務省始め関係機関・団体が連携し、継続的に検討を行っていくべき」との記載が追加されたほか、国家公務員の分野についても記載されております。

次に、法曹人口について、第2の今後の法曹人口の在り方については、3,000人目標にかわる新たな数値目標を設けるべきとの御意見があったことが記載されたほか、法科大学院の改善を進めるということが追加されております。

次に、法曹養成制度の理念と現状について、12から13ページの法曹養成課程における経済的支援の部分では、「給費制とすべき」との御意見があったことも追加されたほか、検討の視点として、衆議院の附帯決議でも言われている「経済的な事情によって、法曹への道を断念する事態を招くことがないように」という文言が追加されております。

次に、法科大学院についてですが、次に14ページからの法科大学院の部分で、「論理的なつながりや意味が分かりにくかった」という御指摘がございましたので、その部分について、順序を入れ替えたり、表現を工夫したほか、認証評価の厳格化についても記載されております。

また、組織見直しが進まない場合の法的措置について、更に検討するとなっておりますが、検討する時期が不明確であったため、16ページのこの項目の最後の部分で「本検討会議において」との文言を追加しております。なお、このほかに司法修習生に対する経済的支援、司法試験の受験回数制限、試験科目の削減の部分にも「本検討会議において」との文言が追加されております。

次に司法試験についてですが、受験回数制限については、回数制限自体を撤廃すべきとの主張についても、その根拠とともに触れる形とされたほか、回数制限の緩和については、現時点では踏み込み過ぎであるとの御指摘を受けた修正がされております。

最後に司法修習について、その内容については、前回会議において述べられた御意見を踏まえ、22ページにおいて、以前と比べて期間が短縮されたことなどから、より密度の濃いものとするための工夫が求められており、その実情を踏まえつつ、更なる充実に向けた検討を行うべきとの記載がされております。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。既にお気づきのことかと思えますけれども、改めて確認をさせていただきました。

それでは、最初から順番に議論を進めてまいりたいと思います。まず、「はじめに」の部分でございますけれども、何か御意見ございましたら、伺いたいと思います。

特に改めてよろしいでしょうか。それでは、丸島委員、どうぞ。

○丸島委員 前回の意見を踏まえて修正していただいておりますので、補足して意見を申し上げます。これまで申し上げておりますように、法曹養成制度の現状の問題点について改善・改革の措置をとるといえるときに、どうしても法曹養成の枠の中だけの議論ということでは、いろいろな意味で限界があるのではないかと強く感じます。つまり、法曹の活動領域を大きく拡大するという、そして、我が国において司法の機能を大幅に強化するということと併せて、法曹養成制度の見直しの議論がされてきたわけですが、法科大学院の現在の苦悩というか、ある意味での混乱というのかは、法曹養成制度それ自体の議論はもとよりですが、それに止まらず、やはり司法制度全体の機能の充実・強化、法曹の活動領域の拡大、こういうこととセットで必要な措置をとるという視点がきちんと押さえられないと、出口のない議論に陥りかねない、あるいは、小手先の議論に陥りかねないという危惧をずっと感じています。そのことを踏まえて、「司法制度の機能を充実・強化することが緊要の課題である」とした上で、「その中で」の「法曹養成制度」という修正をいただいたと思いますが、改めて、司法の機能強化を初めとする司法制度改革全体を進める中での法曹養成制度の整備ということを強調しておきたいと思います。

○佐々木座長 ただいまの観点は最終報告に向けて、さらにどのように組み込むかについては、また御意見を伺いたいと思っている重要なポイントだろうと思っております。

「はじめに」のところはほかにいかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速具体的な論点に入りたいと思います。論点の第1から順に進めてまいります。第1の法曹有資格者の活動領域の在り方について、御意見を賜ればと思います。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。前回の議論及び補足意見を取りまとめいただき、私自身の発言についても、かなり反映をいただきまして、感謝申し上げます。さて、この法曹有資格者の活動領域の在り方が、改めて第1番目の具体的項目にあることの意義を、私はこの間に、痛感いたしました。司法制度改革の中で、3,000人の目標に達しなかったとはいえ、現時点で厳しい司法試験を2,000人前後の方が合格されているというのは、私はやはり極めて意義のあることだと思えます。その法曹有資格者が、もう本当に活動領域について、困難を極めている現状を思うとき、やはり何よりもこの法曹有資格者の活動領域についての拡充の方向性が、第1番目に示されていくということは重要だと思えます。

したがって、今後、パブリックコメントをいただくことになるわけですが、国家公務員あるいは自治体、あるいは企業についても、それなりに今回の中間取りまとめには触

れられていますが、これ以外に国民の皆様、あるいは各団体の皆様から、こういう領域に拡充の方向性があると。働きかけが今後必要であるというような前向きな御提案がパブリックコメントでいただけることを願っています。その意味で、今回、前回よりも補充していただいて、国の現状、あるいは地方公共団体についても触れられていますし、今後、企業というところでは、まだまだ国際的な展開の中で、拡充の可能性があるかと思えます。特に司法書士の皆さんとか、行政書士の皆さんとか、関連士業の皆様が、地域ではそれなりの御活躍をされているので、法曹有資格者の皆様と共存共栄するには、更に何かこれまでの中で気づかなかった分野について、国民の皆様から積極的な提案をいただき、最終的な取りまとめに生かされることを期待しているところです。いろいろな事柄について、今後も5ページの最後の○に、「今後とも、法務省始め関係機関・団体が連携し、継続的に意見交換会等を開催するなどして検討を行っていくべきである」と書いてあります。これを応援していただくようなパブリックコメントも私自身は願っておりまして、意見交換会よりもさらに発展するような方向性を出せればなと願っているところです。記述については、かなり補充をしていただきましたので、パブリックコメントをいただく前段階としては、この内容でよろしいかと思えます。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかに。

鎌田委員。

○鎌田委員 この5番目の一番最後の○を書いていたことは、先ほどの丸島委員の御発言にも関連していると思いますが、後ろのほうを見ましても、法科大学院から司法試験までの対応が中心になっていて、どんどん入り口を狭くする方向にこの議論全体が行っているんですけれども、元々の改革の理念は出口をもっと広げることであって、その部分の努力は十分に足りているかという、まだまだ可能性は十分あるんだろうと思えます。この段階では、この記述でもやむを得ないかなと思えますけれども、意見交換会はこれまでもずっとやられてきているわけで、この時点でなお意見交換会を開催して検討を行っていくというのだけでは、非常に消極的な印象を受けますので、パブリックコメント等を踏まえて、もっと積極的にこういった拡大を実行していくという方向の記述に改められていくことを切に期待いたしております。

○佐々木座長 国分委員、どうぞ。

○国分委員 同じく5ページの一歩下の段落について発言させていただきます。この文章を一般市民が読んだ場合にどう感じるでしょうか。何も具体的に見えないということになると思います。そこで、この「法務省を始め」を、縦割り行政と言われる、省庁間の牽制し合いでは解決しませんので、例えば「法務省が中心になり」とかにし、どこが担当であるかははっきりさせることが必要で、その結果として、何か仕組み・機関ができていくことが望ましいと思います。こう市民は期待するのではないのでしょうか。

○佐々木座長 ほかに。では、田島委員、それから丸島さん。

○田島委員 今まで議論した中で、今回の改革の中で遅れていたのが、この領域拡大のところだったと思います。せっかくいいプランをつくっても、あるいは大学院で養成して、法曹界の人口を増やしたとしても、この領域拡大のところを、大学院と同じくらいの努力をやっていけば、今みたいな非常に混乱した状態にならなかったんだと思えます。ここは最も大事なところで、もっと具体的に、どこが責任を持ってこの事業を実施するのか、誰が

旗振りをして、拡大をやるのかという決意を示さない限り、前に進めない。この領域拡大が本当にスムーズに広がるようなものを大車輪でやらないといけない。ここは相当強い書き方をしておかないと、今までも努力はされたんだと思いますけれども、政府でもそれぞれ濃淡があって、特に地方自治体に広がっていません。特に地方自治のところが、私ども社会福祉の授業のところでも、全てそうなんですけれども、ものすごいリスクを抱えています。法テラスから研修に来ていただいて、こんなひどい状態で仕事しているんですかとびっくりされました。弁護士目から見ると、今の社会福祉事業は本当に危険で、リスクが山ほどあると言われました。医療の世界は相当きちとしたリスクに対する対応策を考えているんですけれども、福祉の世界はほとんどだめだと。特に老人福祉はだめです。それから児童福祉もだめです。我々の障害福祉はもっとだめです。今回、虐待防止法が施行されて、非常にリスクが大きいところに、きちとした司法・法曹の手当ができていない。すなわち、法曹領域をどう拡大するかというのが、これはもう政府の大きな責任だと思うんです。国民をどう守るかというところで、政府が領域拡大のところは、責任を持って実行されないといけないんだと思います。

○佐々木座長 丸島委員，どうぞ。

○丸島委員 各委員の発言と重なりますが、少し辛口で申しますと、この活動領域の取りまとめは、要するに法曹有資格者の有用性の周知と意識改革という言葉ばかりが目立ちます。これは結局、それぞれの努力に任せると言っているのに等しいように思えます。「有用性の周知」、一生懸命やっていますが、そう簡単に広がるものでなく、「意識改革」、これも努力する人は一生懸命の努力をしていますが、それを後押しするものがなければ、孤軍奮闘することにもなります。そういう意味で、様々な分野で一生懸命に頑張ろうとする人々を後押しする制度的な仕組みというものを、やはり考えなければいけないと思います。そういう意味で、各委員がおっしゃっているとおり、「継続的に意見交換会を開催する」などということは、これまでもずっとやってきたことではないかと申し上げたいですし、意見交換をして、経験交流をしてということばかりをいつまで続けるのですかという思いがあります。先ほどから指摘されているように、個々の活動領域拡大の努力を後押しする仕組みをどのようにするかという課題に踏み込んで、これを整備する。そのような活動領域拡大の動きを推進、促進する機関を責任を持って作るということが大事な点だと思います。

それから、もう一点は、法曹養成のフォーラムでも、繰り返し申し上げてきたことですが、新たな法曹養成制度は何のために設けられるのかというときに、21世紀の新しい社会の中で、これまで小さかった司法の機能を大幅に強化する、司法の役割を増大させる、これが最初のテーマであり、そして、それを支える法曹の活動領域や役割を拡大させるという、この2つのことを司法制度改革審議会は常に言ってきたわけです。そして、これを担うべき質量共に豊かな法曹をどのようにして養成するかという、このような構造と相互関係に立って諸課題が議論されてきたわけです。

しかし、ここに書かれている活動領域の拡大の話は、いずれも、今まで十分に取組みしていない分野だから力を入れるということでは、そのとおりだと思いますが、しかし、基本となる司法の機能強化をどうするのか、そこでの法曹の活動の拡充という視点がいつも抜けているのです。つまり、裁判における法曹の役割の話をする、法廷実務に関わる業

務は何か古いことであるかのごとき議論も若干見られるのですが、そうではなくて、やはり司法の機能がきちっと充実し、裁判規範が社会で実効的に機能するということが中心にきちんとして置かれなければならないのでありまして、そういうことがないから、日本において訴訟件数は非常に少ない、増加しない。また、訴訟が少ない社会は平和でいい社会だみたいな議論が横行し、必要な権利救済すら眠らせているわけです。

先日、関西のある会合でいろいろな話を聞きましたけれども、例えば国際的な特許紛争は、日本を超えて諸外国の裁判所を利用することが広がっていると。なぜならば、立証の負担の重さや、損害賠償についても、外国の裁判所を利用するほうが、より実効性もあり、知的財産権の侵害に対する権利救済がしっかり図れるということが言われていました。あるいは、仲裁手続などについても、シンガポールなどで行われることが大きな流れになっている。つまり、日本の司法制度を飛び越えて、外国の司法制度が利用されているというふうな社会の実情があるとも言われるわけですし、日本の裁判機能がこのままでいいのか。これは、民事司法、行政訴訟、家事事件、商事事件、それを担う裁判所の体制を含めて全ての分野で司法の機能強化を図る、それぞれの分野で法曹の活動領域をきちっと拡充する、そのための制度的整備を図る。そのような視点をきちんとして入れなければいけないと思います。フォーラムにおいても、そのように申し上げて、当事者主義訴訟構造の下で精力的に訴訟活動などの職務に活動に取り組むことが弁護士の基本的な責務だということが審議会意見書でも確認されておりますので、活動領域問題では、そういう観点をきちんとしていただきたいと思えます。

○佐々木座長 それでは、岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 私もこの職域拡大のところは大変重要だと思っております。フォーラムのときから6省庁の副大臣の方が参加しているということは、まさにこのために参加されたのではないかと感じております。ただ、政権の交代や時間の関係で、その方々の御意見が聞けなかったということは大変残念だと思っております。

それで、田島委員がおっしゃいましたけれども、司法改革推進本部は、内閣府に事務局を置いていましたので、当然この問題に関しても、関係省庁が関わるわけですから、内閣府に置くとか事務局になるべきだと考えます。もちろん法務省は大事な役割があると思うのですが、この委員会に参加しているかどうかはちょっと分からないのですが、海外展開に関して、ヒアリングのときに外務省の協力、支援が余りないように私は思ったので、この委員会に外務省の方が参加されていないようでしたら今後、検討される委員会には是非とも外務省の方も加わってほしいと思えます。

○佐々木座長 宮脇委員、どうぞ。

○宮脇委員 一応今日はパブリックコメントをする原案を作ることが目的なので、この最後の文章については、私もちょっと違和感があります。ただ、それでは内閣府とか内閣官房に持っていけば、こういうものがうまく進むのかというと、文献に関わった身から言うと、必ずしもそうではないというのは言えるところですから、やはり政府において、きちっと考えていただくというところを書くのが、法務省が事務局である限りにおいて、そういうふうを書くということが一つあり得るのではないかと。

それから、意見交換会というのは、私も責任があると申し上げましたけれども、このまま続けていっても、それはどうしても新しい制度を作っていくということにはなりません

ので、意見交換会そのものを否定することはないですけれども、さらに、新しいそういう検討の制度ですとか、何だとかを積極的に考えていっていただくというようなニュアンスが出る、そこまで具体的に書くかどうかは別としましても、書き方をして、あとはパブリックコメントの後押しを求めるということを、それで、最終原案というのを考えていくということがいいのではないかと考えています。

○佐々木座長 ほかに。久保さん、どうぞ。

○久保委員 鎌田先生、それから、丸島委員の意見と全く同じなんですけれども、やっぱりこの枠囲みの中の最後の○印の文章にある「意見交換会」というのは、余りにもこれまでの延長みたいな印象を受けて、やや弱いなという感じがします。パブリックコメントを受けて、更に検討が行われるように聞いておりますけれども、そうではあっても、パブリックコメントに対してはもう少し具体的に、例えば「活動領域拡大のための基盤整備、あるいは推進のための組織づくりに取り組む」というふうな文言がもし可能であれば、この「意見交換会」にかかわって、入れてはどうかという感じがしております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 ただいまの久保委員の御意見に集約されると思いますが、ずっと見ていると、上のほうから、「取組を積極的に行う必要がある」、「取組を積極的に行う必要がある」、ずっとこの「積極的に行う必要がある」か「重要である」というような言葉ばかり続いておりますが、何らかの形でこれを推進できるような、具体的な方策が必要なんだと思います。以上です。

○佐々木座長 特にこの最後の○についていろいろ御要望が出ましたので、少し検討させていただきたいと思います。ただ、この話は、3つぐらい申し上げましたように、これからどういう体制を作るかという話とも絡んでいるものですから、ちょっと書きにくい面もあるので、今の段階でどこまで特に具体的に書けるかということについては、少し検討させていただかないといけないかなというふうに、御趣旨はよく分かりました。ですから、恐らく我々に残された仕事の非常に大きな部分の一つであるということの認識は共有できたかなというふうに思っておりますので、この最後の○につきましては、パブリックコメントの段階でどうするか、ちょっと検討させてください。

それでは、次に法曹人口の在り方です。8ページ、9ページですけれども、これにつきまして、何か御意見ありましたら、お願いします。

萩原委員。

○萩原委員 これは前回も申し上げさせていただいたんですけれども、基本的にはこの四角の中の全体的な方向性については、いいと思っておりますが、当面の合格者のレベルをどうするんだという部分について、これを今の段階で具体的に示すことは難しいかもしれないけれども、このレベルがどうかということは、幾つかの点で非常に大事だと。一つは、この司法試験に合格し、修習を終わった人も大変な就職難の状況の中にいるという現状の問題、それから、もう一つは、当面どのくらいの合格者をつくっていくんだということが、法科大学院の定員等にも重要な影響を及ぼすのではないのかと思うからであります。

そういう意味で言うと、○の3つ目の、今後の法曹人口の在り方については、諸般の事情を勘案しながら、その都度、検討を行う必要があるとありますが、ここの「今後の」と

いう部分に、これは当面の合格者の水準というか、レベルもこの文章の中に含まれているということならば、こういう言い方でいいのかなとも思いますが、もし違うと言うのなら、当面の合格者について、これらの事情を勘案しながら、慎重にこの検討を行う必要があるという中に含ませて、是非書き加えてほしいと考えております。以上です。

○佐々木座長 このほかに何かございませんか。

丸島委員、どうぞ。

○丸島委員 意見書にも書いたとおり、先ほど来申し上げていることと同じことをここでも申し上げなければならないのですが、1番上の○印のところで、「法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され」、そして、「全体として法曹人口を引き続き増加させる必要」と続いています。一般論として、このことを否定はしませんが、これは要するに、10年前に今後の司法・法曹への需要が増大するので、法曹人口の大幅な増加が必要であると論じた内容と同じ表現が現在も用いられているのです。このことについては、やはり10年間の多くの実践と経験があるわけですし、そこから教訓を汲み取らなければなりません。つまり、司法・法曹に対する需要が見込まれて、法曹人口の大幅増加をというように単純に結びつくものではないのだということが、この間の社会的な実践により経験し、今、ここに至っているということです。改めて詳細には申しませんが、意見書にも書いたとおり、法曹に対する需要について、しばしば潜在的な需要と言われますが、その内容は何か、これが本当に法曹の活動と結びついて、具体的に人々の権利実現や社会の法形成につながるためには、何が必要なかを考えるべきなのです。司法の機能強化を図り、その役割の増大を図る。そして、法曹の活動領域の拡大を図る。そのための制度的な措置や施策を進める。そして、それらを担う法曹を養成し法曹人口の増大を図る。そのような全体の流れの中での法曹人口論であるべきだと思います。法曹需要があるのかないのかという一般論を論じ、そこから法曹人口の大幅増加というだけの議論では、ミスマッチを生み出してきているという、まさに現在の議論状況そのものであるわけですし、ここでの記載は、今申し上げたとおり、少なくとも「司法の機能強化、役割の拡大、法曹の活動領域拡大、これらを推し進める」ということを、「このような社会の要請に応えるべく」の後に続けて明確に記載するということが、全体として司法制度改革の理念に沿った法曹人口論になるのだと思います。その点を是非考えていただきたいと思います。

○佐々木座長 ほかに。

清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。私は自治体で、一般的な計画行政をしておりますので、やはり目標人口、あるいはどのように基本の人口を設定するかということは重要だということはおかねても発言いたしました。

ただ、この間、委員の皆様の多角的な視点からの御意見を伺っておりまして、やはり司法試験の基準、質というのを、例えば法曹人口がこれだけ欲しいから、基準を緩和することでもできないでしょうし、法曹人口を減らしたいから、もっともっと難しい試験にするというわけにもいかないであろうという特別な状況があることも認識いたしました。

併せて、今回、この3番目の○には、まず第一義的に「法曹有資格者の活動領域の拡大状況を」というふうにあります。これはさすがに中立的に書いていますが、先ほど冒頭発言をさせていただきましたように、やはり法治国家としての日本国が国際的にも信頼され、

国民からも信頼されるためには、司法機能の強化というのが不可欠で、質の高い法曹有資格者をこれからも養成していくのだといったときに、活動領域の拡充について、やはり政府がきちんと責任を持っていく、あるいは、私たち自治体もそのような取り組みを連携しながら進めていくとするならば、具体的には、まさに拡大するための取り組みとセットの今後の展開が待たれるわけです。佐々木座長からは、「今後の検証体制、あるいは推進体制については、パブリックコメントを受けてから何らかの対応を」ということでございますので、その都度検討を行う必要があるならば、その都度検討を行う組織を作っておかなければいけませんので、それは少し、パブリックコメントの後に留保されて、置かれていく見通しではないかとも考えます。私は、補足意見の中で、ちょっと本当に拙速だったかもしれないんですけども、私としては章にさらに新しい章をつけ加えていただいて、仮称ですが、「法曹養成制度改革推進会議」といった、組織の設置を含めてほしいとまで提案した立場なのでございますけれども、それはパブリックコメント前にはちょっと拙速すぎたというか、僭越だったかなと思ひまして、反映されていないことに苦情を言うわけではございませんで、この書きぶりで示したかった、皆様の多元的な意見というのは、人口を具体的に示さないけれども、質の高い法曹有資格者を一定の量、確実に確保していく取り組みというものをつくっていきますよということ、減らしますということでもなく、現状の2,000人前後の合格者というのをやはり尊重している思いが、この数行に反映できていればありがたいし、ただ、国民の皆様にもそう読み取れるかどうかということについては、ほかの委員の皆様のお意見も伺って、もう少しニュアンスが出たほうがいいかもしれないなという思いもあります。以上です。

○佐々木座長 ほかに。鎌田委員。

○鎌田委員 全体として書き直しをお願いするというわけではございませんけれども、先ほどの丸島委員のお話との関連で言えば、現代社会では、優れた法律実務家に期待される役割というのは、やはり広範に存在していて、拡大しつつあるのだけれども、それが今、我々が現に認識しているような法曹像とどこまで重なり合うのかということについて、なお、十分なコンセンサスがないのではないかと前を前から申し上げてきたところです。

そういった観点で見ますと、やはり私自身は、優れた法律実務家に期待される役割を徐々にではあれ、法曹資格者が担っていくという方向を目指すべきであると考えています。その観点から言うと、これまでの議論で言えば、3,000人という数字にどこまで実質的な根拠があるかについて問題があることも御指摘どおりではありますけれども、逆に今3,000人という数値目標を取り下げなければいけないという議論が本当に根拠を持って言われているのでしょうか。そのスピードを、状況を見ながら緩める必要があるということについては、全く同感ではありますけれども、あえてそれを取り下げ、数値目標を設けないものとするという宣言までするだけの十分な根拠というのは、本当にあるんだろうかという疑問を依然として持っているということを、これはおそらく少数意見者でございますので、書き直してくれとまでは申し上げませんが、この段階でなお一言つけ加えさせていただきます。

○佐々木座長 ほかに。

○丸島委員 この部分はいろいろな意見の微妙なバランスの上に立ちながら作られているということですので、なかなか難しいのですが、結論的には、先ほど申し上げた司法

機能の強化という辺りは明確にしてほしいと思いますが、当面の数値目標に関する部分は、微妙な内容です。先ほど萩原委員が、当面、この1、2年はどうするのかということはどこに書いてあるのかとおっしゃっておられて、それはそのとおりだと思います。それぞれの理解はあるとは思いますが、この検討会議の中でも、当面、2,000名程度を頑張っ  
て目標にしようではないかという御意見もありました。それは短期的に今の法科大学院制度を一気に大改革するのだという前提で言っておられるのだと思います。しかし、他方、日弁連あるいは各地の弁護士会から当面の合格者数について1,500名あるいは1,000名にすべきとの意見が出ています。これはいろいろな議論もありますが、しかし、恐らく現場の実感としては、近年急激に数多く生まれてくる若手弁護士の方々をどう育て、どう働いてもらうのかということについて、大変な苦悩をしている事実があることは、そのとおりでありまして、私たちもそのことは日常、目の当たりに見ているところであります。そういう中で、現状を見ると、今年の法科大学院の実入学者数はまだ発表されていませんが、毎年どんどん減っているというリアルな現状にあることはそのとおりであります。要するに法曹を志願する人たちの層が薄くなってきていることは間違いのないところでありましょう。そういう意味では、これまで申し上げているとおり、2,000名の合格者と言ってみたとところで、現状の事態はもっと先に行ってしまうよということです。当面は、相当程度の合格者の減少をせざるを得ないだろうと思いますが、数値の話をあれこれ言い出すと、色々な意見も出るでしょう。しかし、現状認識としては、やはりそういう状況にあるという厳しい認識を我々この検討会議としては持つておく必要があるのではないかと思えます。だからこそ、この数年の間に、法科大学院の、あるいは法曹養成課程について集中して手当をすることが必要なわけですし、活動領域の問題や司法機能の強化の問題は直ちに実効性のあることができるわけではなく着実に進めなければいけません、やはり人を育てるということは10年という単位を要し、お医者さんの養成の話も再三お聞きしましたが、そういう中長期的な展望の中で、時間軸は少し違ってきますが、進めていくという、そういう大きな見取り図を描きながら、その中で、当面の問題も理解されるべきではないかと考えます。結論としては、この数値目標に関わる記述は、現状ではこのようなまとめにならざるを得ないだろうと思えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきましたけれども、座長としては、今の段階ではこの文案で参りたいと思えます。いろいろ御疑問いただきました点はテイクノートさせていただきたいと思えます。しかし、表現その他についても、なかなか動かし得る余地が限られているということについても、特にこのところは御理解を賜ればありがたいと思っています。大変、恐縮でございます。

そこで、第3、法曹養成制度の在り方について入りたいと思えます。まず、そこで1の法曹養成制度の理念と現状のうち、1、プロセスとしての法曹養成、それから、法曹志願者の減少、それから、多様性の確保、経済支援という辺りでございますが、この辺についていかがでございましょうか。13ページまでのところでございます。

それでは、清原さん。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

1点だけ申し上げます。今回、13ページの法曹養成課程における経済的支援の最後のところで、「必要となる措置を本検討会議において更に検討する必要がある」というふう

に、「本検討会議において検討する」ということが明示されました。私はこれは重い責任を私たちが担うということだと思います。国会の附帯決議でも、「経済的な事情によって、法曹への道を断念する事態を招くことがないように」という、強いメッセージが私たちにも与えられ、国民にも示されているわけです。そこで、この経済的支援のことについては、私は上に書いてありますように、「司法修習に伴い、個々の司法修習生の中に生じる不均衡への配慮や、司法修習生の修習専念義務の在り方」の観点から、貸与制にしつつも、やはり何らかの実費弁償とか、出張旅費とか、交通費とか、そういうようなことは考えられないかと発言した立場でございます。したがって、かなり具体的なことも提案しましたが、この中間取りまとめには、一応そういう手法については触れずに、「配慮」あるいは「修習専念義務への在り方」というようなキーワードが示されました。したがって、是非パブリックコメントをいただくときには、本検討会議において、更に検討するのだということでございますので、できる限り具体的な御提案をこの部分にはいただくとありがたいなと思ひまして、パブリックコメントするのにここを重視してくださいというもおかしな話なのでございますが、今日の機会をいただきましたので、是非何か具体的な御意見が寄せられればいいなという期待をつぶやかせていただきました。

すみません、以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 ありがとうございます。11ページの法曹志願者の減少のところですけども、実は前回、この場所で法曹養成制度のプロセスの長さ、長さそのものそれ自体がやはり法曹志願者の減少の原因の大きな理由の一つになっているのではなかろうかということをおし上げたつもりなんですけど、後ろのほうの21ページの予備試験のところから入っているんですけども、ここはここでちょっと趣旨が違って、私は是非養成期間の短縮を検討すべきという指摘は、この法曹志願者の縮小の部分のところに、そういう指摘があったということをお是非記載していただきたいと思っています。

○佐々木座長 場所の問題ですね。そうですか。

鎌田さん、何かありますか。

○鎌田委員 法曹養成機関、とりわけ法科大学院を通じての在学期間の長さというのが一つの大きな論点であるということは承知しておりますが、他方、旧試験における平均合格年齢と現行制度になってからのそれを比べますと、単純に現行制度になって、より長く時間がかかってしまったというふうにも言い切れないところがあるだろうと思っています。また、その期間を通じて、それぞれの法曹志願者が身につけるものの内容との相関で言うと、一概には否定的な要素ばかりを強調するような状況ではないだろうと思っています。それに関連して、非常に細かいことで大変恐縮なんですけれども、これまでの議論の中でも、翁委員からしばしば、早期の進学等についてのお話がありました。その点につきましては、飛び入学あるいは早期卒業というふうなものが相当拡充してきておまして、私どもの大学でも飛び入学、早期卒業で、法科大学院へ進学する人は増えています。残念ながら、うちの学部を卒業した人が、うちの法科大学院に来ないで、東大や一橋や慶應へ行ってしまうというケースも多いんですけれども、そういう人たちは、基本的には未修のクラスに入るという運用がされているんです。早期卒業、あるいは飛び級をして、未修のコースに

入った人が、全国1位、2位で合格するというふうなこともありますから、決して否定的な面ばかりではないんですけれども、実は早期卒業や飛び級ができるという人は、法学部出身者に限って言えば、最も法律のよくできる人たちであることが多いのです。そういう人たちがなぜ未修のクラスに入るといふ運用がされているのかというと、これは制度的に厳格に縛られているというわけではないんですが、平成14年8月5日の「法科大学院の設置基準等について」という中央教育審議会の答申の一番最後のところに、「早期卒業者や飛び入学者について、法科大学院での3年未満での短期修了を一般的に認めると、学部段階において、法曹に必要な幅広い教養を身につけることがおろそかになる恐れがあり、適当でない」という記述があって、私どもの法科大学院では、この精神を守って、そういう人たちは未修にしか入れないものとしてきました。ただ、受験生の状況が変わってきましたから、早期卒業者については、既修に進むことを認めるようにしたのですけれども、多分、他の法科大学院でも、ここに書かれていることを尊重しているところが多いのではないかと思います。今の状況では、学部では法律以外をしっかりとやって、それから法科大学院へという流れは、全体の流れでは傍流に転じつつある中で、法学部、法科大学院を通じて、一貫して法曹になるための基礎教育をしっかりと進めていくということが中心になってきたとすれば、この部分はかたくなに遵守しなくてもいい、もうちょっと柔軟に対応してもいいんだと、こういうふうな方向性を出していただければと思っています。それが実現すれば、3プラス2で、大学に入ってから5年間で法科大学院の課程全てを修了できるということで、4プラス3あるいは4プラス2と比べると、若干ではありますけれども、早く優秀な人たちが法曹の世界へ進んでいくことができるようになるのではないかなということがございますので、どこに入れるのが適切か、あるいは入れる必要があるかというふうなことにつきましても、座長と事務局にお任せいたしますけれども、その辺のところも御考慮いただければと思います。

○佐々木座長 萩原委員。

○萩原委員 鎌田委員のお話は大変よく理解はできるんですけれども、それは旧試験との比較をしても、時間的負担はそんなに遜色ないではないか、あるいは、こちらのほうがもっとしっかりとしているではないか、そういう御意見かと思っています。ただ、この法曹養成をグローバルベースで見たときに、私も諸外国のことを、全部を分かっているわけではないんですけれども、分かっている限りは日本より比較的短期間で有資格者を生み出すような仕組みがあるように思います。

我々経済界は、有資格者をもう少し採用すべき、そういう努力をしてくれというような要請を盛んに受けるわけですが、このところの困難な一つの理由は、やっぱり30ちょっと手前ぐらいになって入社するという年齢的な問題です。企業の中で単に法務の部門だけでなく、ジェネラルなところでこういう人たちを活用すればいいではないかという意見もありますが、現在多くの工学系の人でも修士を出てまいりますから、24～5歳の人たちは結構企業の中でも受け入れて、これをいろいろな教育をしながら、30くらいまでにほとんど中に溶け込むような感じになるんですけれども、これが28だとか、9だとか、30の人を入れて、それを教育していくというのは、ある意味では非常に難しいと。そういう意味でも、現在の養成プロセスを1、2年短縮して資格を取れる道も講ずるべきではないかと考えています。

したがって、私は何とかここに入れていただいて、パブコメで皆さんの意見を聞いてもらったらどうかと、こういうふうに思っております。以上です。

○鎌田委員 アメリカも学部を出てから、ロースクールですし、フランスもマスターに行ってから始めて司法試験というふうなことですから、そんなに遅くはないんだろーと思えます。それで、標準的に行っても、22歳で学部を出て、既修で24で出て、25～6では修習まで終われるというふうなことで、多くの人が順調に行っていただければいいので、是非1回目での合格率を7～8割などと言わずに、8～9割を合格させるような制度にしてくださいと、萩原委員のおっしゃっているような形も実現できていくというふうに思っています。

○萩原委員 例えばロースクール1年で出てきて、それで資格を取って、特に司法修習所みたいなのは入らずに、実力のある人はそのまま現実社会に入ってくるというようなことは、ごく普通にありますよね。

○鎌田委員 ただ、L.L.M. は基礎的法学教育を終えている場合だけですから、標準的には1年というわけではないと理解しています。

○佐々木座長 それでは、ともかく今の短縮問題については、少し何かの形でここに加えさせていただくということによろしいですね。内容はちょっとお任せいただきたいと思います。

ほかにこのところは、田島委員、どうぞ。

○田島委員 プロセスとしての養成をしていく中で、法科大学院のところに非常に力が入ったということはよく分かるんです。ただ、法科大学院のところに力が入り過ぎたためというか、合格した後の部分が設計自体も問題だったんだと思います。さらに問題だったのは、そこを給費制から貸与制に変えた。法科大学院での授業料が非常に高いとかいうものも含めて、要するに借金まみれで司法修習を受けるとか、そういうものになってしまったんだと思います。

今、いろいろ、高校生あたりに聞くと、法学部に行きたいというのが、がくっと減っています。びっくりしたんですけれども、何でかというとならば法曹には夢がなくなっている。一番そのところというものは、やっぱり就職難がすごく響いています。もう一つ大きいのは、親の負担、それから、本人の負担、借金でやらなければいけない。奨学金とか、貸与制とかといえば、ちょっと柔らかく聞こえるけれども、要するに借金でやれという話ですから、しかも、司法試験に合格した人を、貸与制と称してやるというのは、相当無理が来ていると思います。貸与制になった人たちに聞いてみると、一番傷ついているのは、名誉が傷ついているんです。誇りが傷ついているんです。お金のやり方の問題というか、自分たちは国家から本当に大切にされているという誇りみたいなものが、随分傷ついているんだと思います。そういうものが大学院生にも響いている。さらに大学とか、学部とか、もっと言えば高校生ぐらいいままでに。だから、希望者がどんどん減っていくのは何ですか。もっと減りますよ、きっと。

それから、もう一つ問題なのは、そういうお金の問題が非常に重く重くのしかかって、それなのに夢を達成できなかった人たち、5,000人近くと言われる人たちが出てきているわけです。それも、出てきたのはほんの2年ぐらい前からでしょう。今から、今年も、それから、来年も続々と増えていくわけですね。そういう人たちの中で、本当にたくさん

のお金を使って、親にも負担をかけて、そして、目標が達成できずに、みずから命を絶たなければいけないようなところまで追いつめられている人たちが、ぞろぞろ出てきています。今急速に、大きな問題になってきて、フォーラムで検討されたものをもう一回この検討会でしっかりやれと、国会決議で出てきたというのは、それは何を意味するのかというと、貸与制の問題、こういうものをもう一回しっかり議論しろというのもあったんだと思います。しかし、議論は余りされていないですね。それなのに、この文言の中では、明らかに貸与制を前提とした上でとか、あるいは、「貸与制を維持すべきである」と、ここに書いてあるわけです。それで本当にいいんでしょうか。貸与制については、私は一貫しておかしいと言っているんです。司法試験に上がった人が、要するに奨学金と同じような貸与制みたいなものですか、前回、フォーラムのところで相当議論していただいて、結局、貸与制にということになったと聞いています。そのときには、今みたいな深刻な状況というのがなかったし、余り表に出てきていなかったときの議論だったと思います。今、この1年経ってみて、本当に深刻さがここに出てきているわけですから、ここはしっかり議論をすべきではないかとは思っています。ここの書き方、せめて、貸与制についてはいろいろ疑義が出てきているとか、あるいは、貸与制を前提とした上でではなくて、貸与制についても、更に検討するとかいうものを考えていただけないか。そうしないと、この問題をこのまま棚上げにしたような形でこれをやってしまうと、司法試験に上がった人は修習義務がどうだとか、あるいは、その人たちの身分って何ですかということとは全く解決できないんだと思います。

○佐々木座長 ほかに。

丸島さん。

○丸島委員 経済的・時間的負担の問題についての解決策がここでは出されていないということは前に申し上げたとおりであります。その点で、先ほどお話のあったように、法学部の在り方も含めて、全体の期間をどうするのかという問題があります。鎌田委員がおっしゃったように、従前の制度の下では、合格までに長期間自己の負担で受験勉強を要したという制度上の問題がありますから、単に現在の問題だけを取り上げて、長くなっているということは適切ではないと思います。が、とはいえ、法学部、法科大学院、そして8か月の司法試験期間、そして司法修習1年という、この全体構造をもう少し丁寧に見直してもよいのではないかと。そういう意味で、当面、早期卒業だとか、飛び級の運用を、もっと拡大する方向への努力もされてもいいと思います。法曹を志望する意思が明確な方については、法学部で余り中途半端に法律の勉強をするよりも、少し先走ったことを言うならば、2年生の教養が終わって、3年生から法科大学院で3年間学修する、3年コースというものを基本にもっとシンプルな制度にしたほうがよいのではないかとさえ思うぐらいです。法学部で少しばかり、従来どおりの法学教育を受けて、それから法科大学院で専門教育というのはいかがなものかということもあり、そういう議論も含めて、全体として時間的負担の軽減につながるような検討を行う観点を入れていただいてもよいと思います。ただ、このことが予備試験のところに書いてあるのは、予備試験との関連という趣旨はよく理解できますが、やはり少し位置が違うのではないかとすることは同感です。先ほど座長がおまとめいただいたように、記載の位置も含めて御検討いただければと思います。

それから、経済的支援の問題については、議論の整理の仕方が難しいところです。フォ

一ラムでも司法修習生とは何ぞやという議論がされましたが、そこに関わる問題です。司法修習生は、資格試験合格後の法曹有資格者として、法曹の実務の現場で、法曹の職務そのものに関わる実務研修をやっている、この位置づけをどう見るかということでありまして、そういうことも含めて、またもちろん経済的な困難な現状も含めて、給費の制度を維持すべきだということをフォーラムで申し上げました。しかし、実際には、この間貸与制が実施されて今に至っています。

新しい検討会議の組織は、より幅広く多様な意見も反映されるよう検討体制を整備することとして設定されたわけでありまして、現実にも新しく委員に入っていた各委員からは、貸与制に対する厳しい批判や、あるいは給費制であるべきだという意見がかなり出されてきました。

改正裁判所法の附則や附帯決議においては、司法修習の位置づけを踏まえて、更なる適切な経済的支援を行う観点や、経済的事情によって法曹への道を断念することのないようにすることなどの観点から、貸与制の下でも必要な措置を講ずるべきことなどが求められたということで、この検討会議では、そもそも貸与制という制度は、今後これでいいのか、給費制に戻すべきではないのかという問題と、貸与制の下においても、更なる支援をどうするのかという論点があったと思います。前半部分の貸与制のままで本当にいいのかという問題については、田島委員も発言されており、国分委員も意見書の中で縷々述べられておられるとおりでありますが、必ずしもその点についてこの場で本格的に議論されたのかということ、それは必ずしもそうっていないなというところで、各委員からの御批判があるのだらうと思います。とはいえ、今、現状の状態をそのまま放置できないということでもありますので、貸与制を巡る意見の違いがありますが、少なくとも貸与制の下においても、更なる支援のための措置が必要ではないかということがこの間、議論されてきたことであります。しかし、この間の検討の中身が、修習生の中に生ずる不均衡の配慮や専念義務の在り方というふうなことでくくられる話ではないのだらうと思います。多くは何らかの形でもう少し必要な支援ということを考えてはどうかという観点からの御意見であって、それをまとめるとすると、司法修習という実務研修に伴って負担しなければならない実費分について、それは不均衡の問題だけでなく色々な問題を含むでしょうが、それらをどのように補填するかという意味で一定の給付をすべきかという内容でもあります。また、専念義務の問題だけではなくて、司法修習の内容、つまり法曹の実務に携わって研修している修習生の位置づけ、これは国分委員のお話で非常に勉強になりましたけれども、昔のインターン制度のころから今の研修医に発展してきたこの間の専門職としての医師養成の経過、そのようなことを参考にしながら、司法修習の内容や司法修習生の地位も踏まえた上でこの問題をきちっと検討するということを明示すべきだと思います。私の意見書の5ページの下にそのような趣旨も書きましたが、この検討会議の議論状況としては、是非もう少し広げて幅広い意見を含む表現として取りまとめていただくべきだらうと思いますので、御配慮いただきたいと思っております。

○佐々木座長 ほかに。ここにつきましては、特に経済的支援の問題については、いろんな意見が寄せられましたので、当面、どうしていいか、そう簡単ではないということも御理解いただきたいと思っております。御希望もあったことはありましたので、どうできるか考えないわけではありませんけれども、必要となる措置については、本検討会議において検討す

るということになっていますから、パブコメが終わった後で、また、いずれにしても、我々の任期中にこの問題についてはもう少し具体的な話をしないといけない、あるいは議論していただかなければいけないということでもありますので、その点も勘案しながら、座長として判断させていただきたいと思います。

次に、法科大学院についてでございます。これにつきましては、もういろいろ議論が出ましたので、もう出ないか、それともまだありますかという話なんですけど、14ページから17ページのところでございますが、いかがでございましょうか。

国分委員、どうぞ。

○国分委員 法科大学院についての枠の最初の○ですが、第2行目、「修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が新司法試験に合格」、この合格率は現役のものであれば受け入れられましょう。しかし、今は卒後5年までの累積の数字ですら及ばないわけですから、私はそれが法曹志願者減の最大の原因になっていると、考えます。まず、法曹になれない確率が相当あるというのが志願者にとって一番の不安材料ですよ。しかも、合格の場合でも、それがいつになるかが分からない。これでは志願しなくてなっています。ですから、文章に書けないにしても、現役が7～8割は受かるという方向に法科大学院は努めるべきです。因みに、この2月に行われた医師国家試験の合格率が発表され、現役が93.1%、浪人を含めて89.8%でした。それなりの理由のある者が落ちるのだと納得できましょう。そうなれば、どのくらいお金がかかるかが読めるわけです。かつ、今は研修医でも給与が出ます。したがって、計算ができる。親が援助するにしても、読めるわけですね。法科大学院には是非7～8割、いつとは書いてませんが、現役でと意識させる必要があると思います。合格率を上げるには、法科大学院と司法試験委員会との間に緊密な連絡があつてよいのではないかと、法科大学院の卒業生に限定して司法試験の受験資格を与えているので、司法試験を合格するための教育をして然るべきと私は思います。医学部ではそういった教育を制限しておりません。コアカリというものがあつて、それを参考にして試験問題が作られています。法科大学院が教育内容の面で司法試験との連携を探るべき、このことを司法試験のところにに入れていただきたいものです。

○佐々木座長 累積は消したんだけどね。国分委員に評判の悪かった累積というのはこれでは落ちているんですから、多分これは読み方としてはどうなんでしょうか。累積ではないという読み方になるんでしょう。

田島さん、どうぞ。

○田島委員 まさにその中に、我々の期待している大学院と、大学院の先生達がおっしゃっているのとは相当開きがあるような気がします。それで、私どもが法科大学院に期待しているのは、国分先生がおっしゃったように、医学部とそう変わらないような、あるいは医学部より高い授業料を取っているわけですから、それに見合う教育をちゃんとやって、しかも現役で、この7～8割というのは当然現役だと私は思っていたんです。累積でという話を聞いて、びっくりしたんです。そういう甘えの構造が間違っている。最初から。大体、現役でまずやるというのが、7～8割というのは、相当抑えて考えられたんだというぐらいにしか思っていなかったんです。今はもうそれがさんさんたる状況になっているわけです。法科大学院は「教育力は評価できる」と書いてありますけれども、できないですよ、これは。評価できる学校が幾つかあるというのだったら分かります。それはほんのわずか

だと思います。それこそ7割, 8割は評価できないんです。だから問題なんです。そこを, 法科大学院の皆さんたちは, 分かっていたきたい, 私がお訪ねしたところは, うんと悪いところをお訪ねして歩いたんです。そこでさえ全く反省がないんです。ですから, 突っ張って反省していないそぶりをされたのか, 本当はされたのかもしれないですけども, ここで「評価できる」と書いてしまったら, その後の改革うんぬんというのは, なかなか難しいんだと思います。ここは直していただけないでしょうか。この「できる」ではなくて, 「評価できるところもちろほら散見する」と, 書かれるんだったら, 良く分かります。実際, 本当に努力しておられる大学院もあって, 尊敬する先生たちもたくさんおられるということは, 本当にそうだと思います。しかし, 学生はかわいそうです。そこはやっぱりここに書いていただきたい。そうしないと, 後の議論が続かないですよ。ちょっと厳しいでしょうが。

○佐々木座長 私の作業でどこまで出来るか考えましょう。

○田島委員 それだけ期待しているんですよ, 本当に。

○佐々木座長 どうぞ, ほかに。

伊藤委員, どうぞ。

○伊藤委員 ちょっと進んで17ページの未修者教育のほうなんですけれども, この最後に, 共通到達度確認試験というのが書いてあります。私もこの試験, 設けることについては賛成なんですけれども, 多くの法科大学院生なんかに聞きますと, また試験が増えるのかという思いが非常に強いんですね。だから, つまりこれが本当に充実してくれば, 少なくとも将来の司法試験を軽減化できる。例えば択一試験なんていうのはもう要らなくなるのではないかなど。うまくいけば, 司法試験そのものもきちんとした法科大学院教育をやれば要らないという考えもなくはないと思うんです。何かそういうメッセージというのですか, これをやることに, だから, これが将来の司法試験を軽減するようなものと結びつくというメッセージがあったほうが, 全体として, 先ほどからいろいろな批判が出ていますけれども, この学生や, これからなろうとする者にとっては, ちっともよくなっていないようなイメージがやっぱり強いものですから, 少なくともこの部分については, 何かそういう将来の司法試験を軽減するというような格好をちょっと色づけすることは考えられないかなと思います。

○佐々木座長 だから, そこまで行けば一段落かなということなんだけれども, 今, それ以前のところにいるものだから書きにくいんでしょうね, 恐らく。ただ, こういう話になれば当然, そういう議論にいずれ展開していくことになります。

翁委員。

○翁委員 私もやはり法科大学院への志望者の減少というのは, リスクが非常に大きいというところにあるというふうに, コストもそうですけれども, コストと期間をかける割にリスクが大きいということだと思っております。したがって, この7~8割というのは, 今の合格率が非常に低いですし, 特に未修者とか, 特に3~4割と非常に低いので, こういう記述で仕方がないんだと思うんですが, 私としてはやはりもっと上を目指すべきだと思っております。しかも今, 伊藤委員がおっしゃったように, 到達度試験を2年から3年のところに入れるのであれば, その試験によって少し断念する人も出てくるとすれば, 修了者のうちの相当程度が, もう7~8割を超える程度の人たちが必ず司法試験に受かるとい

うような方向になっていくということでない、負担ばかり上がるという感じになるのではないか。到達試験を入れるのであれば、もっとこういった、修了者のうちのもっと高いレベルの人たちが司法試験に合格できるんだというような見通しがきくような形にしていたほうがいいのではないかとこのように思います。

あと、法科大学院を卒業しながらも、合格できなかった方ということに関しては、余りここで議論していないと思うんです。就職についても、法曹になった人たちをどうするかということが中心になっていて、7～8割というふうに言ってしまっていますけれども、それ以外の方への目配りというのがややできていないというような感じもいたしますので、私としては、今は記述はこれでもしようがないんだと思うんですけれども、できればもう少し高いレベルを目指すということが目標にあるべきだと思っております。

○佐々木座長 清原委員。

○清原委員 今回の翁委員の問題提起に関連して発言します。私も「共通到達度確認試験（仮称）」というのは、大変意義あることだと思っていて、それは本人が早い段階で自己評価もし、そして、学びの向上に向けての再確認ができるということで、充実した法科大学院への教育を進める上での一つの試金石になると思います。

併せて、ちょっと先取りして恐縮なんですけど、19ページに司法試験の受験回数について触れられていることともこの部分は関連してくることになるのかなと思うんです。本来は、このような共通到達度試験が確認され、そして今、各委員がおっしゃったように、現役で合格率が高ければ、この受験回数も基本的には余り問題にならなかったかもしれない。けれども、現時点ではこれが問題になるほどの現役合格率の低さがあるので、それを解消する一つの方法として、法学未修者への教育の中から出てきたことでありますけれども、私は全ての学生に有用だと思うのが、この共通到達度確認試験でもあると思うんです。

なぜ先取りしたかと申しますと、19ページの赤で補足していただいた後段に、「法曹を目指し、司法試験を受験する者の多くを占める、20歳から30歳代は、人生で最もさまざまなものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転身を促し、法学専門教育を受けた者を、法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる」ということで、ようやく司法試験に合格できなかった人についても、触れられている部分があるんです。私はやはり法曹有資格者だけではなくて、今、翁委員も御指摘された、司法試験に合格しなかったけれども、この法科大学院で学んだ人の活動領域、これは鎌田委員もこの会議の早い段階で御指摘になったところですけども、それを総合的に見ているというメッセージをもっと鮮明に触れるということも必要かなと思ひまして。整理しますと、「共通到達度確認試験（仮称）」というのは、極めて有効なものだと思いますし、これは後々司法試験に結びつく、国分委員も医学部のこのようなものと、それから、医学の国家試験との関連性をかねて御指摘になったような、その糸口になるようなものだと思いますし、あわせて合格率が100%でないとするならば、「法科大学院を修了したけれども、司法試験に合格しなかった、あるいは受験しなかった層への目配り」を、翁委員がせっかく言われましたので、私もそれをちょっと畳みかけさせていただいて、どこかに数行でも記述していることが必要ではないかなと感じました。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。法科大学院関係は、では丸島さん、どうぞ。

○丸島委員 今回の伊藤委員、翁委員、清原委員の意見には、それぞれ共感するところがあり



試験のように、ほぼ全員受かるというような形になっていくのであれば、そこからまた脱落をすとか、そういう問題についての性格というのも違って来るでしょうから、現段階の文言としてはそういうことがあり得るのではないかとということが一つです。

それから、法科大学院に対する法的措置の問題ですとか、こういうことは、選択肢として、私は最終的には重要なことだとは思っています。ただ、先ほど来、冒頭から御議論がありますように、まず、供給側と需要側の両面から考えていくということが、まず言われていたはずなんです。ですから、需要を拡大して、それぞれ領域を拡大していきましよう、それに併せて、供給というものをどう考えていきますか、それで、もちろんその後を考えるのではなくて、法科大学院も、怒られるかもしれませんが、直さなければいけないところはたくさんあるわけですから、それは同時並行的にやっていくわけで、現段階においての書き方としては、私はこれでいいのではないかと。それと、さらにあとは個々の読み方の問題というのは当然あると思うんです。やはり今回の大規模校、中規模校等々の問題なんですけれども、これについても、やはりこの法曹養成制度の検討においての、何を重視するかの優先順位がやはりまだ明確になっていない。したがって、政策を議論するときに、やはり質を一番、まず高めていくことが重要なんだというところで、共有するとすれば、その後のことというのをどう補っていくのかということ、これを次に考えていくというプロセスをとらないと、全部がパッチワーク的になってしまって動かないという、そういう制度設計にならないということがあるので、私は先ほどの地方の問題とか、私も地方です。そういう点からいうと、十分検討していかなければなりませんけれども、何をまず優先するのか、最優先するのかということ、これを共有していくことが必要ではないかと思えます。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 今までの議論については、宮脇委員の今おっしゃったようなところと考え方を共通にしておりますが、問題は司法試験合格率の約7～8割というのがどういった合格率なのかということです。法科大学院が充実した教育を行い、その課程を修了した者のうち、司法試験に合格できるよう目指すべき割合というのは、現状を前提にいたしますと、いわゆる累積合格率ということになるのだらうと思えますが、ただ、司法試験合格率という法科大学院教育の全体像に関わるテーマでもございますので、累積合格率か単年合格率かという点については、これに関係する受験回数制限でありますとか、共通到達度確認試験の今後の実施状況でありますとか、そういったテーマについての議論が収れんした後に、決着させてもよいのではないかと御意見もあろうかと思えます。したがって、悩ましいところではありますけれども、パブリックコメントに付ける前に記載すべき表現としてどうあるべきかということになりますと、ここに示された原案のとおりでよろしいのではないかと、こういうふうに私は思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。御注文いただきましたが、どの程度変えられるか、あるいは変えるかということにつきましては、座長としては考えさせていただきますが、ここに出ている原案というものも、それなりの経緯を経て、ここまで来ましたので、もっと書き込んでいく、あるいはもっと先を見通した議論をしたいという気持ちは、私も十分あるんですが、足元が非常に危ういものですから、なかなか先の見通しを出して、説得す

るというわけにはいかないところもちよっとありますので、その辺は、先ほど宮脇さんから、ここぐらいしか書けないのではないかという、御指摘もあったようなところもありますので、その点は御容赦のほどお願いしたいと思います。

そこで既に話題になっていますけれども、司法試験のほうについても議論を伺いたいと思います。もう既に言及はされていますが、どうでしょうか。先ほどの法科大学院の件については、本検討会議において、さらに検討するということになりますので、そこでまたそのパブコメを受けての具体的な刻み込みをお願いしたいと思います。

それから、この受験回数制限の問題につきましても、本検討会議において、これからまたさらに詰めて議論するという項目でございます。それから、その次の方式、内容、合格基準、合格者決定、これも本検討会議においてさらに検討するということであります。この3つ、さらに例の経済的な問題というのがもう一つあるという、こういう構造になっております。ここは何かを「検討する」の連続でありまして、何をしているんだと言われそうな感じもしますが、ただ、ちょっと読んでいて気がついたところですけども、18ページの下から3行目、「影響は大きくないと考えられるかどうか、さらに検討する」とか、19ページの2段目に「さらに」で始まる段落の最後にある「累積合格率は低下しないと考えられるかなどの点について、さらに検討する」とか、ちょっとしつこいので、これはもうちょっと明確に整理をした文章で書き直ささせていただきたいと思っております。

それから、(3)の予備試験のところでございますが、20ページの最後の段落、4行目です。「今後、予備試験の結果の推移」という辺りにつきまして、ここの記述は大変緊迫感が足りないという御指摘もあったものですから、今後ではなくて、引き続き継続的にというようなニュアンスに変えさせていただこうかなということは考えております。私から申し上げるのはそのぐらいのことなんですけれども、ほかの点について、委員から御発言があればいただきたいと思っております。

どうぞ、鎌田委員。

○鎌田委員 (1)、(2)については、現時点ではこういう書き方しかないのかなと思っております。(3)の予備試験制度ですけども、これも制度全体については、まだまだ実施されたばかりでございますので、ここに書いてあるように、今後の検討に委ねざるを得ないと思うところですけども、私はその制度の根幹を変えなくても、予備試験の試験の仕方はもうちょっと工夫してもらえないかなということを前々から思っています。この中に反映できるかどうかは別問題として、予備試験というのは、新司法試験を受ける前の予行演習的な予備試験ではなくて、法科大学院修了者と同程度の学識・能力を備えているかどうかを見る試験なので、司法試験と同じたぐいの出題コンセプトで、同じタイプの問題で、一部は同じ問題を重ねて使っているというのは、これは全然おかしい。そういう試験をやれば、予備試験に合格した人の司法試験合格率が高くなるのは、当たり前で、ちょっと制度の運用がおかしいのではないかなと思っております。予備試験で試すのは、司法試験で試すのとは違う、司法試験では試し切れない法科大学院の成果というのはたくさんあるわけですから、そういうものをできるだけ試せるような出題の方法をし、採点にも工夫をしてもらいたい。

それから、私どもが旧試験から新制度が変わるときに、非常に実務的な観点から考えたことは、これ以上合格者を増やそうと思ったら、口述試験ができないということでした。

口述試験が一番本当は能力が分かるのに、それができなくなる。その部分を補うというのも、法科大学院の一つの役割で、法科大学院の2年間ないし3年間を通じて、双方向、多方向の授業の中でしっかりと議論できる、プレゼンテーションができる能力を涵養し、検証しているから、新司法試験では口述試験をやめても仕方がないと考えたわけでありませうけれども、予備試験は、その訓練を経ていない人たちが受験するのですから、もっと口述試験をしっかりやるべきではないかというふうに思っています。かつての旧試験の末期は、論文試験ではともかく減点されないように、最低限のことしか書くなという指導が、受験予備校などで行われていた。これがまさに受験指導で、そういう指導をするなというのが法科大学院での受験指導をするなということの意味で、試験に役立つ起案・添削などはもちろんやっているんですけども、旧試験時代には減点されないような答案を書きなさいという指導が行き渡っていて、全員ほぼ同じ文章を書く。これは分かっているのか、分かっているのか分からないので、分かっているというふうにして、点をあげないと合格者がいなくなるので、どんどん点をあげていたのですけれども、口述試験でそのところを本当に分かっているかどうかを聞くと、実は全然分かっていた。後になって論文の点を10点引きたくなるという、そういうこともありました。実は口述試験が一番能力が分かるわけで、それを大量に短時間でやるために、落としてはいけない試験みたいになってしまったわけですけども、予備試験では、論文試験を経た後で、じっくりその辺のところをもうちょっと時間をかけてやることで、法科大学院での議論の訓練を経た人と同等の能力を持っているかどうかを、そこでは試すようにするというように、制度自体を大きく動かさなくても、出題の仕方とか、試験時間の配分の変更とか、採点の仕方の工夫ということで、もうちょっと工夫を予備試験にはする余地があるのではないかということをおっしゃるので、この段階では書き込むのは難しいかもしれませんが、最終報告に向けて、多少検討していただければと期待をしているところです。

○佐々木座長 先ほど出たようなお話とも通底するところがあるかと思いますが、ちょっと今回は難しいかもしれませんが、それではほかに。丸島委員、それから国分委員。

○丸島委員 予備試験の内容については、今の御意見とも同様のことを感じますが、もう一点は、受験回数制限のところですね。回数制限の緩和について検討する場合、論点のうちの一つに、緩和措置を遡及させるのかどうかという問題があります。緩和措置を遡及させた場合には、多くの受験者が改めて参入し合格率の一層の低下を招くという懸念が指摘されています。ここでは触れられていませんが、もし緩和措置を検討するのであれば、遡及ということは考えないという前提だろうと理解しているのですが、遡及すべきという意見もありますので、この点も論点だということに触れていただいた方がいいのではないかと思います。判断はお任せします。

○佐々木座長 ほかに。どうぞ。

○国分委員 司法試験についてのまとめの文章についてどうこうということではございませんが、司法試験の試験問題が大学院教育との連携が保たれているのか、これが非常に重要と思うのです。何か欠けているなという気がします。司法試験だけアンタッチャブルのような雰囲気ですね。いかがなものでしょうか。

○佐々木座長 大変貴重な御指摘、ありがとうございます。それも含めてこのところでもう一度、本検討会議でまた意見をいただければと思います。そのときに鎌田委員がおっし

やったような点も含めて、皆さんの御意見を伺えればと思います。今回、ちょっと無理かもしれませんが。それから、私はさっき20ページの下から2行目とか言ったんですけども、19ページの下から2行目のほうが正確かもしれませんが、「今後と」書いてあるところは「引き続き」に全部統一的に直すようにいたしますので、ちょっと言い間違いでしたので、御容赦のほどいただきたいと思います。

それでは、4の司法修習、継続教育、さっき田島委員から既に修習についてはいろいろ御意見も寄せられていましたが、ほかの方から修習、それから、継続教育について、何かございませんでしょうか

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。継続教育について1点だけ発言をさせていただきます。継続教育のところでは、私も補足意見を出しました。赤字で「法曹が先端的分野と学ぶ機会を積極的に提供するなど」ということで、法曹への継続教育の意義というか、そういうことが指摘されたんですが、私自身は、この部分、どうしても冒頭のところで「弁護士会の取り組みをさらに進めるとともに」とあるものですから、何か継続教育は弁護士会のみが行うようなイメージがありまして、しっかりやっていただきたいと思いつつ、蛇足になるかもしれませんが、裁判官の方もされているし、検察官の方も継続教育をされているので、法曹三者を列挙されたほうがまずはよいのかなと。それ以外にももちろん自治体であるとか、企業であるとか、そういうところで活躍されている方についても、何らかの機会がこれから保障されていくべきでしょうし、異分野で活躍されている方の交流から醸し出される社会の中で果たす法曹有資格者の役割の意義もあるでしょうし、この継続教育を法科大学院が担うこともあるでしょうし、専門家の方が法科大学院に講師等として行かれることで、みずからの取組を整理されて、そのことが御自身の見直しのチャンスにもなるでしょうし、そういう意味で、この継続教育については、更に継続して議論になるのかもしれませんが、少なくとも「法曹三者及び活動領域との連関性」について、少し記述が可能であれば、していただければなと思います。これらはきっとパブリックコメントでも、今、私が発言した以上の具体的な例示もあると思いますので、そこに委ねても結構ですけれども、かなり幅の広い問題が含まれているということを発言させていただきました。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 今の清原委員の意見に賛成ですが、弁護士会のほうでも、新人研修の中で専門部会の方を講師として研修されていますが、消費者問題であったり、労働問題であったりというのが代表的なものです。法科大学院には先端展開科目として、幅広く科目があります。ただ、残念なことには新しい科目というのは、司法試験の受験の科目にもなっていないということもあって宝の持ち腐れみたいな状態になっているので、その意味では是非、今、清原委員がおっしゃった、弁護士だけではなくて、裁判官とか、法曹三者のための研修というのをやっていただきたい。なぜなら、裁判官にしろ、弁護士にしろ、御自分が事件として受けたときに勉強されるかと思えます。ところが先端的な科目というのはなかなか事件までたどり着かないということも考えられますので、事前に知っていただきたいと思います。特に消費者問題については、弁護士会では消費者問題委員会等がありますが勿

論裁判官も最近は司法研修所で研修が増えていますが時間の関係等もあって私たちからすると、もう少し分かっていただきたいと思うことが多々あります。消費者問題に限らず、新しい分野に関しては是非同じような環境で勉強していただきたいという点で清原委員の意見に賛成です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。田島委員、どうぞ。

○田島委員 この司法修習の内容というところ、(2)の内容というところの、問題の所在の中で、「これまで多岐にわたる分野で幅広く修習し、成果を挙げてきたところである」というふうに書いてありますけれども、これは何を根拠に「挙げてきた」とおっしゃっているのかよく分かりません。というのは、私たちが聞いたところでは、司法修習の中身についても相当皆さん、不満があられます。まず、2年間だったものが1年間になったということです。これはやっぱり大変短くなっているわけです。修習中実務については、相当しっかりやらなくてはいけないんだと思います。それが非常に短くなってきている。

それから、修習生の人数がぐっと増えてきていますから、裁判所とか、検察とか、もちろん弁護士会のところでも非常に困っておられるという話は沢山聞きます。余り裁判所の方とか、それから、検察の人たちから、困っているんだよということは余り聞こえてこないんですね。だけれども、実際に分け入ってしつこく聞いてみると、相当困っておられるのが実状ではないでしょうか。やるほうも困っているし、受ける側から言うと、もう不平たらたらです。何でそんな不平を言わないのと聞いたら、言えば、当然いろいろな成績に関係してくるのではないかと不安があるのです。修習生の身からすると、2回試験を受けなくてはいけない身でもあるわけですから、言いたいことがあっても言えないんです。実際、実務研修については、相当手薄になっているんだと思います。それをここで「成果を挙げてきたところ」というような表現で認めてしまうとここはもう議論の余地がなくなってくる。今のままでいいのではないかということになるので、ここは相当掘り下げて、これは修習に関わっておられる方たちの御意見というより、できればそこを受けてきた人たちからの意見をもっともっとたくさん聞いて、どこに問題があるかを検討すべきだと思います。修習体制が相当お粗末な状況になっているのに、さらにその後の研修、それぞれのところでの、ジョブトレーニングなんていうのは、まさに非常に難しくなっているんです。ですから、実務に着いてからの、関連の研修まで含めると、この司法試験に上がったから、本当に実務者として一人前に仕事が出来るようになるまでにはまだ長い勉強の期間が必要となります。例えば裁判官でも検察官、弁護士もそうなんですけれども、そういう研修をできる仕組みというのを、しっかり考えていただくというのがプロセスでの教育の中に入るんだと思うんです。ここはもう何か余分といいますか、おまけものみたいな形に今はなっているんだと思います。まずこの「成果を挙げている」というところは、成果はあまり挙がっていないのではないかと思います。ここでちょっと表現を工夫をしていただきたい。

○佐々木座長 ほかに。宮脇さん、どうぞ。

○宮脇委員 余り本質ではないんですが、今の御意見のところ、後で申し上げればいいと思うんですけれども、相当程度という、相当という言葉を使っているので、恐らくイメージとして高いというような感じになると思うので、例えばですけれども、全く否定するわ

けにはなかなかいかないの、一定程度とか、何かそういうふうな限定的な形で読み取れるような文言にするという、それで私はよろしいのではないかという気がします。すみません。

○佐々木座長 どうも。丸島委員，どうぞ。

○丸島委員 司法修習の内容がこれまでどちらかというと、置き去りにされてきていたことが、今回、法科大学院との関係も含めてきちんと検討しようということが修文で書いていただいているということで、これは前進していることであり結構だと思います。特に、法科大学院教育や司法試験との連携の問題については、法科大学院の教育内容を一層充実させていき、どこまでのことを法科大学院で担い、そしてどこから司法修習が担うのかということについて、もう一回改めてよく整理してみる必要があるのではないかと思います。

もう一つは司法修習の内容についても、先ほど田島委員が言われたとおり、やはり1年間に期間が短縮され、2か月ごとの実務分野の修習のローテーションとなっていますが、それぞれの分野別の実務修習期間で1つの事件に継続して関わるわけでもなく、ややお客さんのような状況になっていると感ずることがあります。恐らく裁判所も検察庁もそうはおっしゃらないと思いますが、裁判官、検察官になる人は、しっかりとした本格的な研鑽は裁判官・検察官になってからでいいというような気分もあるのではないかと感ずます。司法修習の期間は1年間に短縮されていますが、法曹の仕事に就こうとする人たちが、その準備段階で、法曹のそれぞれの役割を認識しながら、しかし、司法を担うという共通の役割を相互に認識しながら、自らの進路も決めていくという貴重な機会でありますので、実務研鑽というのは、研修という意味でもそうですし、司法の持つ価値観や倫理観を共有するという点でも大変大切な機会ですので、継続研修でやればいいんだというだけではなくて、やはり、現場の実務に即した修習の内容の充実をどう図るかということ、この機会にきちんと本格的に議論する場としていただきたいと思います。併せて修習生の地位や身分・生活の議論も含めてということだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○佐々木座長 鎌田委員。

○鎌田委員 司法修習については、そんなにひどいというふうな印象を私は持っていませんし、私どもの関係する学生などからは、修習に行くと、大変よかったというふうな意見も聞くところがございますので、余り一面的な評価はしないほうがいいと思います。と同時に、旧制度の下で、大学教育においてはいわゆる理論と実務の架橋的なものをほとんどやらないで、そして、2年間の修習時代に実務をしっかりと教えられたという教育システムと、法科大学院の下で、実務の基礎的な部分を概観し、そして、1年に短縮された司法修習の中で、まず第1に、受験生というのは第三者的な目で法律問題を見ていますけれども、当事者の目で見ると、視点の大転換をすとか、そういう実務の世界に入っていく上での、基本中の基本しか、多分、1年ではできないんだと思うんですが、そういう新しいプロセスの中で、修習で、どういう目標設定をして、それに見合ったカリキュラムが生まれ、実施されているかということで評価をすべきであって、旧制度と同じ内容ができてないから、よくないというふうなことは、新制度のもとでは、多分言えないんだと思いますし、その短い修習期間を通じて、弁護士として完成するというのも目的にしないんだと思いますので、今の制度の下で何ができて、何をやるべきなのかということについては、少し冷静に、かつ、多角的に検討して、必要なところは従来とのイメージの

転換というものを図りながら、育てていかないといけないのではないかなと思っています。

○佐々木座長 ほかに。田中委員と、それから翁委員、お願いします。どうぞ、田中さん。

○田中委員 司法修習の関係については、今、鎌田委員が言われたことに共感を覚えます。法科大学院の教育との関係では、文科省の取組、その他、法科大学院のいろいろな点を含めてそのほとんどがだめと言われると、違和感がありますけれども、今、現に努力しているところによって、法科大学院自体が基礎体力をつけ、教育機関としてますます充実していくという、そういうような流れの中で、司法修習との関係も見えていくべきであろうという感想を持っております。

それから、継続教育のうち、裁判官の継続教育につきましては、司法研修所に、一部と二部と呼ばれる部署があり、二部は司法修習生の修習を担当し、一部が裁判官の継続教育を担当しております。新任判事補の研修から始まり、判事になるまでの10年間の研修・研究、それから、10年過ぎますと、今度は判事の研究ということで、いわゆる研修と研究という枠組みで専門的に継続教育をする組織が立ち上がっております。そういったことを前提に議論していただければと、こういうふうに思っております。

なお、裁判官の場合にも、最近いろいろな裁判が係属していることから推測できずとおり、個別具体的な事件についての法律的な知識を備えているというだけではもとより不十分であり、事件がその場にきてから考えるということではなかなかうまくいきません。やはり普段から日本の文化であるとか、経済であるとか、医学であるとか、法律に限らないいろいろな諸科学に関わる知見などを身につけておく必要があるために、そういうテーマが研修・研究の内容に入っております。そういうものを十分に取込んだ上で裁判実務も行っているということです。もちろん、研修所が提供するそういったメニューのほかに、自己研鑽というものも必要となりますが、裁判官になる人は、適度に勤勉な方が多いのでありますので、自己研鑽もしっかりやっているように見受けられると、こういう実情でございます。以上です。

○佐々木座長 翁さん。

○翁委員 司法修習につきましては、例えば選択型実務修習などにつきましては、新しい取組でございますので、いろいろ修習生にもアンケートを取りながら進めたりというようなことをしている状況でございますので、今後もそういった修習生の受けとめ方などを、よく情報を集めて、いろいろと検討していくということで、考えていけばいいのではないかと思います。あと継続教育については、今、田中委員がおっしゃった最後の点に関連することを申し上げようと思っていたんですが、やはり最近のいろいろな裁判所の判決というのは、私の専門のいろいろな金融とか経済の分野でも非常に大きなインパクトを、いろいろな経済の仕組みとか、企業の行動とかに影響を与えているなという感じがしております。ですから、その事件がきてからということだけでなく、やはり広く他分野のIT社会はどういう状況になっているのかとか、こういった事例に金融市場はどう反応するのかとか、企業の現状の動向はどうなっているのかとか、先端的分野等のみならず、やっぱり幅広い経済社会の動向などについて、法曹の方には、継続的な教育の機会が与えられる環境というのを大事に作っていただきたいと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。田島さん。

○田島委員 今、田中先生から裁判官のところは随分しっかりお話をいただきましたのでよ

く分かりました。今、一番問題なのは、この継続教育のところですごい格差が出てきていることです。裁判官の皆さんたちとか、検察官も相当丁寧に研修をしておられると聞いています。しかし、弁護士のところは本当に大変な状況になっているんです。継続教育のところですごい格差が出てくるとなると、その前のところで、法曹人としての力量をできるだけそろえなくてはいけない。そうすると、修習のところが大事になってくるんだと思います。その修習が、2年から1年になり、しかも、給費制が貸与制になり、しかも大部分の人が就職活動でどこかでうろうろしながら気もそぞろの状態です。そういうところに問題があると言っているわけです。結局、それぞれの継続教育のところではそれなりにできるところもあるんだらうと思います。そうやって、その前期研修のところで相当しっかりやらないといけないことが沢山あったのだと思いますが、そこを法科大学院のところで、教えるような仕組みを考えられたんだと思いますけれども、受験する人の身になってみてください。法務博士の資格をもらったと言っているけれども、司法試験に上がらなかった人は、その学位を取るために法科大学院に行ったのではないんです。法科大学院に行くのは、要するに司法試験に上がりたいから行っているんです。そこで、試験に出ないような科目を、法科大学院に担わせても、本当に身の入る勉強にはなっていないのではないかと。だって、自分の身になって考えてみてください。受験に関係ない科目を選択しますか。本当に勉強できるのでしょうか。まず目の前の試験に上がるための勉強で精いっぱいなのではないでしょうか。そういう状況で、司法試験に上がった人の修習を、今のような形で簡略化してしまうのは、よくないのではないかと。それで、さらに深く検討したらいかがでしょうか。

○佐々木座長 本日もどうも活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。

なお、御発言があるようですので、それでは、どうぞ。

○国分委員 この取りまとめでは、適性試験のことが一切触れられていないのですが、対象外なのでしょうか。私、この適性試験が、いわゆる法科大学院の底辺校の、適性試験を通過しているから、自分のところの入学試験で合格させた、との言い訳になっているのではないかと、心配ですね。適性試験と入学試験は連携して、司法試験に合格する能力のある学生を選ぶものであると思っております。

○佐々木座長 それでは、適性試験については、またこれから試験の問題を議論するときに、どういうふうな状況認識をしたらいいのかについて、一度お話をいただき、あるいは議論する機会をできればつくりたいと思いますが、これは時間との相談でございます。

さて、今日は私のところにいろいろなシナリオがありまして、早く終わるシナリオ、終わらないシナリオ、いろいろありますが、ちょうど時間どおりのシナリオということでございまして、さまざまな貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。そこで、どうするかであります。最初から申し上げておりますように、パブリックコメントに付すときに、A案、B案、C案、D案みたいな格好でいろいろなところ、いろいろなところで御意見を伺うというようなことは、私は今回はあえて避けるということで、大変個々の委員の皆様には御不満の点もあろうかと思っておりますけれども、一定の方向性を示す、先ほど来示されていないのではないかと、多分言われていましたけれども、一定の方向性を示すべく努力をして、中間案を作りたいという精神でやってきましたので、今日の御意見につきましても、そういう前提に基づいて、必要なものは改める。あるいは取捨選択をさ

せていただきたいと思います。この案を基本的に生かしつつ、今日の御議論を踏まえた一定の見直しを行いたいということでありまして、そこをお願いしたいことは、最終の修正につきましては、私に御一任をお願いしたいということをお願いしたいわけでございます。よろしいでしょうか。そしてまた、この中間案の取りまとめについては、本日付ということで扱わせていただきたいと思います。会議の後、速やかにこの中間案を確定し、皆さんにお送りすることにしたいと思っておりますし、パブリックコメントを、それを受けて、パブリックコメントの手続に入りたいと思っております。

ですから、中間案について、改めて会合を開くということはないで進めさせていただきたいと。そして、また後で事務局からいろいろ御説明があらうかと思っておりますが、とりあえず私としては、この中間取りまとめに至るまでの皆さんの非常に率直かつ活発な議論に対しまして、そして、その上、御協力までいただいたということに対しまして、改めて御礼を申し上げ、感謝を申し上げる次第でございます。大変、ありがとうございました。本当に衷心から御礼を申し上げたいと思っております。なかなか予定どおりには進まなかったんですけれども、それでも余り遅れることなく、一定のスケジュールの中で進めてこれたのは、皆さんの御協力の賜物であると思っております。

なお、本日の内容につきましては、適宜記者にブリーフィングを、まだ一度もやっていないものですから、したらどうかということもございましたので、慎重なブリーフィングをこの後、行いたいと思っております。

終了時間になりましたので、本日はこれまでとさせていただきます。今後の予定は事務局からお願いします。

○松並官房付 ただいま座長からお話がありましたとおり、この中間取りまとめにつきましては、確定後、速やかにパブリックコメントの手続をとることといたします。意見募集期間は、30日間を予定しております。なお、中間取りまとめには、お手元にお配りしております、本日、現在の構成員名簿を添付させていただきたいと考えております。次回会議はパブリックコメントの手続終了後に開催する予定としておりますが、詳細は追って御連絡いたします。以上です。

○佐々木座長 本日はどうもありがとうございました。

—了—